

平成 17 年度 第 11 回 規制改革・民間開放推進会議
会議終了後記者会見録

日時：平成 17 年 12 月 21 日（水）14:20～14:48

場所：永田町合同庁舎第 4 会議室

司会 それでは、大変お待たせいたしました。第 11 回「規制改革・民間開放推進会議」の記者会見を始めさせていただきます。

初めに、宮内議長お願いいたします。

宮内議長 ただいま、第 11 回の会議を終了いたしました。本日は山口副大臣、山谷政務官にもおいでいただきまして、本年度の当会議の答申をとりまとめさせていただきました。

その内容は、お手元にお配りしました内容でございます。これを会議で決定をいたしまして、これから総理のところへお渡しするというところで、本年の当会議の活動は終了するというところでございます。

そういうことで、あとはいろいろ御質問があろうかと思しますので、他の委員と御一緒にお答えさせていただきたいと思えます。

司会 それでは、御質問のある方は御自身の所属とお名前からお願いいたします。

御質問ございませんでしょうか。

記者 NHK に関してですけれども、先ほど宮内議長のごあいさつの中でも、竹中大臣の懇談会の内容について確認されて、今回のような公共放送の在り方についての検討を行うという表現になったという御説明がございましたけれども、これまでの検討の中で BS デジタル放送のスクランブル化というのをかなり強く迫っておられたものを、あえて若干弱めながらも公共放送全体の議論という書き方に落ち着いた理由について、もうちょっと具体的に説明いただきたいのと、今後、竹中さんの方の議論が始まりますが、そこでの議論についてはどういうところを期待しているのかということをお願いいたします。

宮内議長 私どもの会議の目標では、個別の一つひとつの規制を取り上げて、少しでも時代に対応した形のものにしていくというのが与えられた任務だと思っております。

ですから、放送・通信というような問題が出た場合、あまり全体像を議論するという立場ではなく、個別具体的に、この部分については変えないといけないというような形で提言するのが責任だと思っております。そういう意味では NHK 改革をはじめといたします問題に対しまして、私どもが問題意識として持っておりますのは、やはり BS デジタル放送については、ここ数年間の議論が詰まってきているわけですから、そのスクランブル化という具体的な提案をしたわけで、今、おっしゃったように、結論が甘くなったとか、後退したということは全然考えておりません。既に合意したものを再確認したというのが私どものスタンスです。

また、総務大臣の下の有識者懇談会についてはこれから始まるわけですから、どういう話になっていくか、やはりこれは我々として注目するというのが、私どものスタンスであ

って、聞くところによりますと、懇談会ではそう長い間かけて議論するのではなく、かなり早く議論が進むということでございましたので、そういう意味では来年度の私どもの考え方の中に、この有識者懇談会のお考えになっているような方向性と一致するようなものが出れば、その線で具体論を考えるということもあり得ると思います。しかし今のところ、何も出ておりませんので、これ以上は申し上げられないところです。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 2つございまして、今の質問と同様のことなんですけれども、農協・農地問題について、当初の案ですと、農協の事業分割ですとか、農地所有・賃貸の自由化ですとか、意欲的な内容があったと思うんですが、その表現が若干弱まっていることについて、経緯をお尋ねしたいと。

もう一つは、この会議の設置期間は来年1年あると思うんですが、引き続き、農協と農地問題について、どんなお取扱いをしていかれるのか、お願いできますか。

宮内議長 138ページ以降に書かれているとおりでございます。結局本年度は、この農業・土地住宅分野ということにつきましては、合意できる部分が非常に少なく、まだ意見の隔たりが見られるということでございます。

こういうことは、今まで何度もいろんな分野であったわけでありまして、意見の隔たりがあった部分については、まだ来年度の作業に入っておりませんので何とも言えませんが、過去の例ではまたそれを引き続き取り上げるという方向になると思います。何年かかけてすり合わせていって、前へ進むというような経験もたくさんしておりますので、本年度はまだ合意まで達しなかったということです。

記者 確認ですけれども「問題意識」のところで記述があるようなことを、まさに引き続き関係省庁とも協議を継続していくということになるんですか。

宮内議長 恐らく、そうなると思います。

記者 ありがとうございます。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 「市場化テスト」の対象で話題になっていました国立美術館と博物館が、最終的に落ちているんですけれども、その理由について、最終的に適さないということなんでしょうか。

宮内議長 落ちてはいないです。これは、八代総括主査からお答えいただきたいと思えます。

八代総括主査 これは、具体的に記述している場所が移っておりまして「2 官業の民間開放の推進」というセクションがあるんですが、その中の34ページを見ていただきますと、例えば「エ 独立行政法人国立美術館」というのは「平成18年度中に措置」ということで、下のパラグラフですが「政府全体における民間開放・市場化テストに関する議論及びその実績や地方公共団体等における公立美術館の運営・管理の動向をも注視し、更なる質の向上のための検討や工夫を速やかに行うものとする」という形で明記されています。

これは「市場化テスト」というふうに決めるのではなくて「民間開放・市場化テスト」というより幅広いフレームワークの中で、この国立美術館・博物館をやるというこちらのスタンスは全く変わっておりません。その意味で、答申の編集の問題というふうに我々は理解しております。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 八代主査、今、具体的な場所が移ったとおっしゃったんですけれども、それはいつ時点のものかというふうに移ったんでしょうか。

八代総括主査 いつ時点といいますか、当初の案では、一応「市場化テスト」の方を重視して、そちらのセクションに入っていたんですが、この最終答申では、いろいろ向こうの御事情もありまして、民間開放のセクションに移ったということです。

これは、両方とも民間開放、それから「市場化テスト」というのが並列的に書いておりますので、言わば、その中間的な存在であるという形で、最終答申で民間開放のセクションに移ったということです。

ただ、御承知のように、これは一つの同じ答申でありますから、どこに場所が書いてあるからどのということには全くなりません、あくまでも編集上の問題であるということです。

宮内議長 民間開放というのは、個別一つひとつの業務だとか組織を官でやらなくてもいいではないか、これは民間にさせたらどうだと、個別具体的に直接働きかけるといような動きです。

それから「市場化テスト」というのは、それとちがって、横断的に取り組んでいこうというものです。「市場化テスト」という手法で見れば、ここはやはりやりたいと手を挙げた民間に渡した方がいいではないか、はっきり係数で官民が比較できるではないかという議論を行い、であれば民間に持っていこうという手法ですから、結局のところ目標とするところは同じでございます。私の解釈では、今の美術館・博物館につきましては、例えば個別業務については民間に任せようという動きの方が早いのではないかと考えております。そういう開放してもいいという部分が出たから、こちらのセクションに持ってきたというふうに見ていただいた方がいいのではないかと思います。

記者 続きまして、今後のスケジュールなんですけれども、3か年計画というのが春に閣議決定されると思うんですけれども、その間でまた微調整とか、そういうことはもう入らないということですか。

宮内議長 この答申は、我々の会議といたしましてこういう形の規制改革をしていただきたいということを内閣に申し上げるものです。それに対して、具体的な内容についてはできるだけ尊重しますという形の答申に対する閣議決定をしていただき、3月末、いわゆる本年度末までの間に、その答申を尊重するという閣議決定に基づきまして、ここに書かれている内容を、政府の規制改革・民間開放推進計画の改定という形で、政府の施策として正式に閣議決定していただく。それがワンラウンドの動きでございます。

ですから3月末には、ここに書かれているうちの、具体的に各省庁と合意して措置するという事項については政府の計画に落とし込むという作業になり、それは内閣の方で行われるということになります。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 宮内議長と八代先生にお伺いしたいんですけれども、来年度から「市場化テスト」が本格導入される中で、総務省との折衝でこの前は統計業務の合意など幾つかありましたけれども、本格導入に当たりまして、対象の拡大、十分だったのか、これからまだ広げていかなければならないとか、今、合意に至った部分のどれぐらいのレベルにあるかという認識をお願いいたします。

八代総括主査 拡大というか、そもそも指定統計は全般を対象に考えているわけです。ただ、来年度については、それはまだ、まず試験調査というのをしなければいけないので、2つの企業関係の調査について治験調査をやるということは、もう既に決まっているわけです。

問題は、総務省との関係で言えば、その試験調査の意味するところを巡っていろいろ議論があったわけですが、ここで言えば、18ページで2つの試験調査を踏まえて、遅くとも平成19年度までに「市場化テスト・民間開放」を実現するというので、その対象としては基本的に指定統計及びそれ以外を含めたすべての統計を対象とする。ただ、勿論、個々によっていろんな問題点が出てくれば、それに応じて臨機応変の調整をすることは十分あるわけですが、考え方としては、一応すべてのものが「市場化テスト」の候補に挙がっているということです。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 今回の第2次答申でブレイクスルーとなるような規制改革ができた点があるすればどこなのか、それを宮内さんをお願いしたいと思います。

あと、来年は最後の年になるんですけれども、来年重点的に話し合われていく重要な分野になると思われるのはどの点になるのか。

以上、2点お願いします。

宮内議長 これはどれがブレイクスルーで、どれが大したことないというのは、私の口から言うのは非常に不適當かと思うんですけれども、あえて言わせていただくなら、やはり「市場化テスト」という横断的な手法、これがしっかりした形で法制化されるということは、さまざまな官業に民間がいろんな形で関与できる、非常に幅広い器であるという意味で、これまでになかった大きな進展だと思います。

重点分野につきましては、先ほど農業の話では意見が合意に達しなかった部分が多いということを申し上げました。けれども例えば医療分野では、これまでどうしても動かなかつた部分にかなり進展があったかと思います。

教育の分野につきましても、本年度は主に義務教育の分野でございますけれども、かなり文部科学省の前向きな姿勢で、最後に派大臣折衝で合意を得たということで、そういう

意味では、何点ということではなく、委員の皆様方の相当の御努力の甲斐が実ったと私は思っております。

草刈総括主査、何か教育の分野でご意見はございますか。

草刈総括主査 教育のところは、非常に地味なところで、義務教育というのはどうしても地味ですから。例えば今作ろうとしている教職大学院ですが、採用・処遇に関して制度的な優遇は適当でないということを明記する、これは非常に嫌がったのですけれども、それをはっきり書けた。それから学校選択制のところ、どういう場合に事後の変更申し立てが認められるか、答申で具体的に例示されたところで部活動等学校独自の活動等、これは非常に広い意味なのです。

ですから広い意味で父兄が申立てをできるということを明解にして、それを各教育委員会に指導するという形になっています。ほかにも何点が地味ですけれども非常に大事なポイントを、例えば先生の条件付採用期間というのが1年間あるのですが、1%しか不採用となる人はいない。それについても、その厳格な運用を文章で促すということ、それも生徒と保護者の評価をベースにして、あるいはそれを参考にしながらそういうことをやるということもコミットしてもらったりしています。ほかの委員の方々は一生涯懸命やってくさって、また大臣の交渉のお陰もあって、それなりの成果はあったかなとは思っています。

もう一点、さっきの「市場化テスト」のところですが、これで私が割と評価しておりますのは、例えば、24ページの「市場化テスト」の独立行政法人関連の雇用・能力開発機構。これは、八代先生が折衝された職業訓練の部分の後ろに雇用促進住宅というものがあります。これは実は「市場化テスト」の対象事業になる得るかと思っっているうちに、これの問題性がはっきりしました。30年かけてやめるとというのが、官の考え方だったのですけれども、それを極めて近い時点でささとやめてしまうということが明解にコミットされ、「市場化テスト」を待つまでもなく廃止ということになったわけです。

そういう点が2～3ありまして、「市場化テスト」というのは、必ずしも「市場化テスト」で官民で争うだけでなく、それ以前にやめてしまおうという合意ができれば、それでもいいわけですから、それなりのところは多少の進展はあったのではないかと考えています。

宮内議長 来年以降に何をするかについてですが、やっと今年が終わったところですが、残された課題がすべてテーマだと考えております。また委員の皆様方で最後の年に何をすべきかということ、これを来年になりましたら真剣に議論をしていく必要があるかと思っております。

規制改革の立場から官から民へということをお考えすると、官が国民に対して税金を使っているいろいろなサービスをしています。その中で民がやってもいいものは民がどんどんやると、その方が恐らく効率的にも高いでしょう。官の規模の議論においても、日本としては小さな政府という方向に行くだろうと思っております。そういうところが、今、当会議の一番の

大きな焦点になっているところは御存じのとおりでございますけれども、官の行うサービスというのは、私の個人的な印象かもしれませんが、どちらかという国民に対するサービスの配給だと思っております。官が企画し、税金を使ってそれを配給していく。ある時代には、そういう官の公共サービスの配給というのは必要だったと思いますし、今でも必要な部分はあると思います。けれども、私どもの基本的な考え方は、公共サービスを配給してもらうという時代ではなく、国民あるいは消費者、医療で言えば患者という受け手が、公共サービスを選択できるということが非常に重要なのではなからうかと思っております。

国民がよいものを選択するためには、公共サービスを提供する側が競争し、よりよいものを生み出す努力必要ですから、私はやはり配給から競争、選択、そういう形で公共サービスが提供されるというのが1つの方向性かと思っております。すべてのものがこれに当てはまるとは思いませんけれども、そういうものに当てはまるものが官のやっている公共サービスの中に相当あるのではないかと思っております。

司会 ほかにございませんでしょうか。

記者 先ほどの宮内さんの説明の中で、医療がかなり進展したということで、義務教育の文部科学省が前向きだったというのは、省庁側の変化というんでしょうか、小泉内閣の中で改革競争と言われますけれども、行政の分野でもそういう面が出てきているのかなとも見るんですが、そういう中で規制改革会議の役割というんでしょうか。そこもやはり変化をしてきているのではないかと思うのですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

宮内議長 確かに変化はありました。今まで決して追い風ではなかったのが、やはり風は吹いているなということを感じました。しかし当会議の役割というのは、やはり国民の立場で、全般的に、総合的に問題を取り上げることができることだろうと思います。そして、それを政治の舞台にお願いするという形を取ることです。

そういう意味では、規制改革のプラットフォームといいますか、我々の会議と政治との関係というのは、非常にスムーズな、あるいはあるべき姿というものに近づいてきて、より存在意義が出てきたのではないかという感じはしております。

一番経験の長い鈴木議長代理に一言おっしゃっていただきたいと思えます。

鈴木議長代理 私の感じでは、2001年に厚生労働省は大きく変わろうとしたのです。そして、大きな方針転換のメッセージは出したのですが、それを現実に実現していこうというところで、ある勢力との闘いになったわけです。私どももそことの闘いでもあったわけです。

そういう過程を経てきましたけれども、今年度は、例えば医療情報の全面公開の義務づけをはじめ、それと特筆すべきは、私は数年前から言っていたのですが、レセプトをオンラインで請求しないものに対しては受け付けない、こういうのがようやく通りました。そのとおりの言葉で入っております。受け付けない、それからイクストラチャージを取るな

どという言葉が入っております。これは非常に大きな変化だし、ただ単純にオンラインだけの変化ではないので、それはずっと医療のシステム全体に関わってきます。例えば審査はいわゆる電子的な方法によって、韓国なんかは6割から7割はそういう方法で審査していますし、そういうのが進んでいくし、更に医療情報の蓄積だとか、これは大きいわけです。それで最終的には、いわゆる医療費の定額払いというところに結びつくわけですから、そういう点できわめて大きな意味を持つスタートラインだと思うのです。

そのほかには、保険者機能の強化というので、去年は医師の合意が調剤レセプトに必要なというので付けたのですが、これはせっかく保険組合で直接審査しようとしても、医師が合意してくれないわけです。ということになると、どうしようもないということで、これを今回は徹底的に外すということにしました。

それで、極め付けは中医協の問題。特に団体推薦制というのはやめてくれというのに対して、最後の最後に総理の声が入って、そういうふうになったということで、私に言わせると、今年度の医療はこの4年間の中で一番大きな進歩を遂げたと思います。

司会 ほかにございませんでしょうか。御質問よろしいでしょうか。

それでは、これにて会見を終了します。ありがとうございました。